

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	令和8年度情報センター運營業務
発注課	保健福祉局総務部地域福祉・生活支援課
選定事業者	社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、社会福祉総合センター3階の情報センターにおいて、福祉に関する図書等の貸出や管理等を行うとともに、地域福祉活動やボランティア活動などの福祉情報を市民へ提供するものである。</p> <p>情報センターは、市民に対し福祉情報を提供することを目的に設立された施設であり、その管理に当たっては、地域福祉のみならず、高齢や障がい・子ども・生活困窮など幅広く福祉に精通し、専門的知識や経験を活かして各分野で必要とされる福祉情報を収集・提供することが求められる。</p> <p>社会福祉法人札幌市社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的に、社会福祉法上に位置づけられた民間の福祉団体である。同団体は、総合センター内に事務所を置き、様々な福祉関係団体の事務局を担うとともに、各種福祉団体やボランティア団体等が行う福祉活動の連絡・調整や、社会福祉事業についての総合的企画・調整など福祉活動の中心的役割を果たしており、他に同等の機能を果たしている団体はない。</p> <p>また、各区社会福祉協議会を通じて地域福祉活動に関する情報収集やボランティアの養成、活動希望を随時把握する体制を構築し、日々、市民等からの相談を受けて対応を行うなど、その経験に基づき、効果的な福祉情報の収集・提供が可能である。</p> <p>以上から、利用者の福祉に関するニーズを細かに汲み取り、定期的に福祉に関する専門的な書籍や資料等の購入・入替等を行い、利用者に適切な福祉情報を提供するという情報センター特有の業務については、地域福祉や高齢・障がい・子ども・生活困窮等、福祉に関してひとつの分野に偏ることなく幅広い専門的な知見を持つ社会福祉法人札幌市社会福祉協議会のみが効果的に行うことができる。</p> <p>したがって、本委託事業を円滑かつ適正に遂行することができる唯一の団体は社会福祉法人札幌市社会福祉協議会であると認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定随意契約とする。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）

決定日	2026年1月28日
-----	------------